

「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)の一部改正(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	I-2-6 信用情報等の管理態勢	「クレジットカード情報等」を本文で定義したあと注で重ねて定義する形になっており、分かりにくい。したがって、 「また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。(注)「クレジットカード情報等」とは、個人情報のうち、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)及びクレジットカードに係る業務のために入手した個人情報(例えば、住所、生年月日等)をいう。」を 「また、個人情報のうち、カード番号、有効期限等のクレジットカード情報及びクレジットカードに係る業務のために入手した住所、生年月日等の個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。」とすべき。	「クレジットカード情報等」の定義については、当庁所管の他業態の監督指針や事務ガイドラインと同じ記載振りとしています。なお、今回の改正においては、「クレジットカード情報等」の解釈に誤解を招かないよう、新たに(注)を設け、例示を挙げて具体的な説明を行っております。
2	I-2-7 外部委託	分かりやすくする観点から、改正案 I-2-7(2)の「(以下「外部委託」という。)」を「(形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視する場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合を含む。以下「外部委託」という。)」とし、同③の(注)を削るべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。